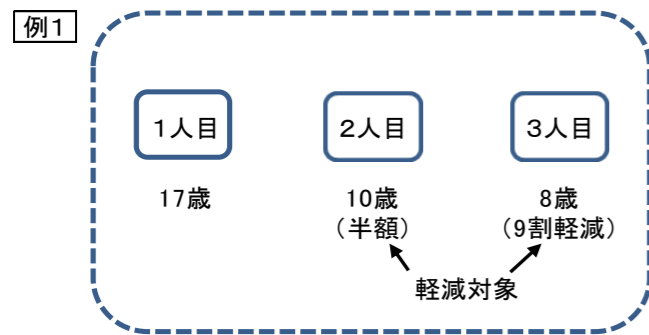


国民健康保険 昭島市独自軽減（子どもの均等割軽減）について

収入の無い子どもであっても必ず均等割が課税され、世帯の保険税負担が重くなる国保の状況に対応するため、昭島市では、市独自の軽減策を実施している。申請等手続きは特に必要なし。

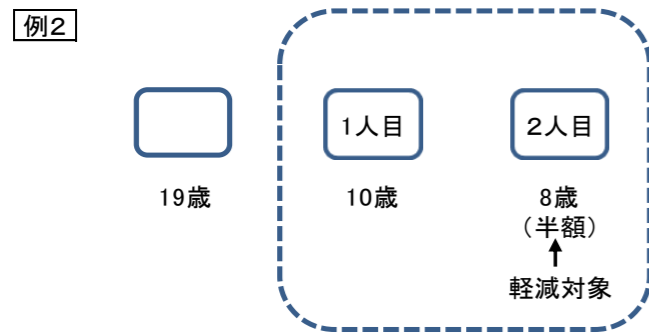
◇軽減策の内容◇

|                           |           |                  |
|---------------------------|-----------|------------------|
| 18歳未満の加入者が<br>2名以上いる世帯を対象 | 第2子について   | 医療分・支援分の均等割を5割軽減 |
|                           | 第3子以降について | 医療分・支援分の均等割を9割軽減 |



それぞれの均等割額

- 1人目：39,000円（27,500円+11,500円）
- 2人目：19,500円（13,750円+5,750円）
- 3人目：3,900円（2,750円+1,150円）



それぞれの均等割額

- 1人目：39,000円（27,500円+11,500円）
- 2人目：19,500円（13,750円+5,750円）

◎法定軽減（所得金額を基準として均等割額を2～7割軽減）対象世帯は、独自軽減により算定した軽減額と比較し、その差額分のみを追加で軽減する

◇これまでの実施状況◇

軽減によって、減収となる保険税額（軽減実績額）については、すべて市の一般会計からの繰入金で賄われている

|       | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度      | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 平成30年度     |
|-------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 該当世帯数 | 153世帯      | 180世帯      | 576世帯       | 498世帯      | 422世帯      | 357世帯      | 343世帯      |
| 平均世帯数 | 19,665世帯   | 19,590世帯   | 19,300世帯    | 18,937世帯   | 18,127世帯   | 17,347世帯   | 16,922世帯   |
| 該当割合  | 0.78%      | 0.92%      | 2.98%       | 2.63%      | 2.33%      | 2.06%      | 2.03%      |
| 軽減実績  | 2,384,300円 | 2,619,800円 | 12,480,619円 | 9,949,390円 | 9,318,079円 | 7,828,282円 | 7,649,604円 |

◇これまでの経緯◇

| 昭島市                                      |   |   |
|--|---|---|
| 平成23年度                                   | 子どもの均等割に関する対応を検討  | 平成23年度<br>「社会保障と税の一体改革」のなかで国保制度改革の一環として、高校生以下の子どもの均等割を9割軽減する制度の創設が検討され、厚生労働省から地方に対し内容の説明がなされた |
| 平成24年度                                   | 世帯内の18歳未満加入者のうち3人目以降の均等割を5割軽減する独自軽減を開始<br>※平成24・25年度の特例として条例に規定 |   |
| 平成26年度                                   | 独自軽減を、現行の内容に拡充<br>※平成26・27年度の特例として条例に規定                         | 平成27年度<br>国民健康保険法等を改正する法律の附帯決議のなかで、子どもの均等割軽減について触れられていた                                       |
| 平成28年度                                   | 独自軽減を延長して実施<br>※平成28・29年度の特例として条例に規定                            |   |
| 平成30年度                                   | 独自軽減を延長して実施<br>※平成30・31年度の特例として条例に規定                            | ※現在、制度改正の具体的な動きは無い  |
| ※国による国保全体としての制度が開始されれば、そちらに切替えをしたいと考えている |   |   |

◇他自治体の状況◇

|          |   |
|----------|---|
| 東京都内において | 昭島市とは、軽減される金額また対象者等、それぞれ異なるが、現在4団体が独自対策を実施中<br>東大和市 清瀬市 あきる野市 武蔵村山市 |
| 他府県等     | 東京都内では、昭島市が最初に独自対策を実施した団体になるが、他府県では以前から様々な形で取組まれていた                 |

●参考事項●

| ●昭島市の国保税率                        |         |       | ●所得金額による均等割軽減措置（法定軽減） |      |
|----------------------------------|---------|-------|-----------------------|------|
|                                  | 均等割額    | 所得割率  | 基準となる国保世帯の合計所得金額      | 軽減割合 |
| 医療給付費分                           | 27,500円 | 5.60% | 33万円以下                | 7割   |
| 後期高齢者支援金分                        | 11,500円 | 2.25% | 33万円+（28万円×加入者人数）以下   | 5割   |
| 介護納付金分                           | 14,500円 | 1.70% | 33万円+（51万円×加入者人数）以下   | 2割   |
| ※介護納付金分は40歳以上65歳未満の加入者のみ収める必要がある |         |       |                       |      |